# 令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

### (農林水産省元一⑪)

| 政策分野名 【施策名】      | 森林の有する多面的機能の発揮  | 担当部局名            | 林野庁<br>【林野庁計画課/森林利用課/整備課/治山課/研究指導課/経<br>営課/経営企画課/業務課/企画課】 |
|------------------|---|------------------|---|
| 政策の概要<br>【施策の概要】 | 全ての森林は、森林の有する多面的機能の発揮を通じて、国民生活に維持・向上に寄与しており、各々の森林について、期待される機能が十分に発揮されるよう整備し、保全しなければならない。 従って、森林の有する多面的機能を将来にわたって持続的に発揮させていくため、面的なまとまりをもった森林経営の確立、多様で健全な森林の整備及び国土の保全等の施策を総合的かつ体系的に推進する。  | 政策評価体系上の<br>位置付け | 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展                         |
| 政策に関係する内閣の重要政策   | 森林・林業基本計画(平成28年5月24日閣議決定)<br>第2 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給<br>2 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標<br>第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策<br>1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策<br>森林整備保全事業計画(令和元年5月28日閣議決定)<br>第2 事業の目標及び事業量<br>食料・農業・農村基本計画(平成27年3月31日閣議決定)<br>第2 食料自給率の目標<br>1 食糧自給率<br>国土強靱化基本計画(平成31年12月14日)<br>第3章 国土強靱化の推進方針<br>2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針<br>(9) 農林水産分野 | 政策評価<br>実施予定時期   | 令和2年8月  |

| 施策の目指すべき姿<br>(日標歌字の考えま想物)                | 小規模零<br>め、施業の | 雰細な所有<br>D集約化や      |      | る我が国の<br>約化等によ | り森林経          | 営計画※  |              |     |     |                    | めには、面的なまとまりをもった森林経営の確立が極めて重要である。このた<br>、多様で健全な森林整備のため、自然条件等を踏まえつつ、育成複層林への  |
|--|---------------|---------------------|------|----------------|---------------|-------|--------------|-----|-----|--------------------|--|
| 目標①<br>【達成すべき目標】                         | 施業集約          | 化 <sup>※2</sup> 等の打 | 推進   |                |               |       |              |     |     |                    |  |
| 測定指標                                     | 基準値           |                     | 目標値  |                |               |       | ごとの目<br>ごとの実 |     |     | 指標一                | <br>  測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠  |
| <b>从</b> 区1日1示                           | <b>坐</b> 年但   | 基準<br>年度            |      | 目標年度           | 28年度          | 29年度  | 30年度         | 元年度 | 2年度 | 計算分類               | 例だ11保の医定性自及の自保値(小平 自保平度)の配定の収拠   |
| 私有人工林面積に<br>おける集積・集約化<br>の目標面積に対する<br>割合 | 71%           | 平成27<br>年度          | 100% | 令和10<br>年度     | _             | _     | _            | 76% | 78% | · S↑-差             | 【測定指標の選定理由】森林の多面的機能を発揮させていくためには、面的なまとまりを持った森林経営の確立に向けて森林経営管理制度等を活用し、森林の経営管理の集積・集約化を推進する必要がある。このため、特に、集積・集約化が求められる私有人工林において令和10年度までにその半数(約310万ha)を集積・集約化することとし、それに対する現に集積・集約化された私有人工林面積の割合を測定指標として、関連施策を推進する。【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】各年度の目標値については、各年度一定量で向上させ、令和10年度に目標達成(100%)(私有人工林の半数(約310万ha)を集積・集約化)となるよう設定した。 |
| 위(a)                                     | 把握6           | の方法                 | 都道府県 | :<br>等からの実     | <b>ミ績報告</b> は | こより把握 |              |     |     |                    |  |
|  | 達成度<br>判定     |                     |      |                |               |       |              |     |     | 目標値-基準<br>%未満、Cランク |  |

| 目標②<br>【達成すべき目標】                   | 多様で健      | 全な森林~      | への誘導 |           |      |       |              |      |       |                      |  |
|------------------------------------|-----------|------------|------|-----------|------|-------|--------------|------|-------|----------------------|--|
| 測定指標                               | 基準値       |            | 目標値  |           |      |       | ごとの目<br>ごとの実 |      |       | 指標一                  | <br> <br>  測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠   |
| MACIH M                            | 4         | 基準<br>年度   | 目標年度 |           | 28年度 | 29年度  | 30年度         | 元年度  | 2年度   | 計算分類                 | MAINTENANCE INCOME.  |
| 育成単層林のうち、<br>ア 育成複層林へ誘導し<br>た森林の割合 | 1.9%      | 平成30<br>年度 | 2.9% | 令和5<br>年度 | _    | _     | <u> </u>     | 2.1% | 2.3%  | c↑ <b>学</b>          | 【測定指標の選定理由】 多様で健全な森林を整備していくためには、立地条件等に応じた多様な整備を推進する必要がある。このため、公益的機能の一層の発揮のため育成複層林へ誘導した森林の割合を指標として関連施策を推進する。<br>【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 各年度の目標値については、育成複層林に誘導することとされている350万haの育成単層林のうち、育成複層林へ誘導した割合を各年度一定割合(0.2%/年)向上させ、令和5年度までに2.9%に増加させることとした。 |
|                                    | 把握0       | の方法        | 事業実施 | 都道府県等     | 等の実績 | 報告により | )、当該年        | 度におい | って実施さ | れた誘導伐面               | ī積等を集計し、実績値を把握。  |
|                                    | 達成度<br>判定 |            |      |           |      |       |              |      |       | E度目標値-Hi<br>%未満、Cランク | 30基準値)×100%<br>7:50%未満   |

| 施策(2)   | 再造林等  | 適切な更新         | 折の確保     |           |       |        |           |         |      |             |  |
|---|-------|---------------|----------|-----------|-------|--------|-----------|---------|------|-------------|--|
| 色策の目指すべき姿<br>【目標設定の考え方根拠】   |       |               |          |           |       |        |           |         |      |             | 踏まえ、公益的機能の発揮及び計画的な資源造成を図る必要がある。このた<br>対策等を推進する。  |
| 目標①【達成すべき目標】  | 造林コスト | の低減           |          |           |       |        |           |         |      |             |  |
|   |       |               |          |           |       |        | ごとの目      |         |      |             |  |
| 測定指標  | 基準値   | 44.14         | 目標値      |           |       | 年度     | ごとの実<br>「 | :績値<br> |      | 指標-<br>計算分類 | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠  |
|   |       | 基準<br>年度      |          | 目標<br>年度  | 28年度  | 29年度   | 30年度      | 元年度     | 2年度  |             |  |
| 人工造林面積のうち、伐採と造林の一貫作業システムの導<br>ア 入、コンテナ苗 <sup>※3</sup> や成長に優れた苗木による植栽、低密度に | 22%   | 平成29<br>年度    | 44%      | 令和5<br>年度 |       | —<br>— |           | 29%     | 33%  | F↑−差        | 【測定指標の選定理由】 植栽による確実な更新を図るためには、育林経費の大半を占める造林初期におけるコストの低減を図ることが必要である。このため、①伐採と造林の一貫作業システムの導入、②コンテナ苗や成長に優れた苗木による植栽、③低密度による植栽等の面積の割合を指標として関連施策を推進する。<br>【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 各年度の目標値については、毎年度の人工造林面積に対する上記①から③のいずれかを実施した造林面積の割合について、各年度概ね一定割合(4%/年程度)向上させ、令和5年度までに44%まで増加させることとした。 |
| よる植栽を行った面積の割合   | 把握(   | の方法           | 事業実施実績値を |           | 等からの多 | 実績報告!  | こより、当     | 該年度に    | おいて伐 | 採と造林の一      | 貫作業システム、コンテナ苗、成長に優れた苗木による植栽面積を集計し、   |
|   |       | <b>達成度合いの</b> |          |           |       |        |           |         |      |             |  |

| 目標②<br>【達成すべき目標】                                   | 種苗の確   | 保          |      |           |      |      |              |     |     |      |  |
|--|--|------------|------|-----------|------|------|--------------|-----|-----|------|--|
| 測定指標   | 基準値  |            | 目標値  |           |      |      | ごとの目<br>ごとの実 |     |     | 指標一  | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠  |
| W. 17.2 W.   |  | 基準<br>年度   |      | 目標<br>年度  | 28年度 | 29年度 | 30年度         | 元年度 | 2年度 | 計算分類 |  |
| コンテナ苗生産事業<br>者のうち、一定規模<br>ア 以上のコンテナ苗生<br>産能力がある事業者 | 19%  | 平成27<br>年度 | 50%  | 令和2<br>年度 | 25%  | 31%  | 28% (暫定値)    | 44% | 50% |      | 【測定指標の選定理由】主伐後の再造林の増加が予想される中、再造林を確実に実施していくためには、苗木の生産拡大と安定供給が不可欠である。このため、植栽の作業効率や通年の活着率が高く、伐採・造林一貫作業システムに適するコンテナ苗を一定規模以上生産する能力(およそ5万本/年生産)がある事業者の割合を増やすことを指標として関連施策を推進する。<br>【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】各年度の目標値については、名年度一定量(6.2%/年)向上させ、令和2年度までに50%まで増加させることとした。 |
| 度能力がある事業有<br>の割合                                   | 把握여  | の方法        | 都道府県 | を通じて把     | 上握。  |      |              |     |     |      |  |
|  | <b>達成度合いの</b> 達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値-H27基準値)÷(当該年度目標値-H27基準値)×100% <b>判定方法</b> A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満 |            |      |           |      |      |              |     |     |      |  |

| 目標③<br>【達成すべき目標】  | 野生鳥獣        | による被害    | 対策の推議          | 進     |      |      |               |        |        |       |  |
|---|-------------|----------|----------------|-------|------|------|---------------|--------|--------|-------|--|
| 測定指標  | 基準値         |          | 日標値            |       |      |      | ごとの目          |        |        | 指標一   | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠  |
| <b>测</b> . 担保   | <b>本</b> 华॥ | 基準<br>年度 | 日保胆            | 目標年度  | 28年度 | 29年度 | 30年度          | 元年度    | 2年度    | 計算分類  | 別た相信の選定理由及び日信値(小学・日信年度)の設定の依拠  |
| 鳥獣害防止森林区<br>域を設定した市町村<br>ア のうちシカ被害発生<br>面積が減少した市町<br>村の割合 | -           |          | 対前年度以上 各年度     |       | _    | 53%  | 对前年度以上<br>57% | 対前年度以上 | 対前年度以上 | ・F↑一直 | 【測定指標の選定理由】 再造林を確実に実施していくためには、深刻化するシカによる食害等の対策が不可欠であり、さらにシカ個体数の増加が推定される中、シカ被害の対策の確実な推進が重要である。こうしたことから、平成28年5月の森林法改正では、重点的にシカ被害対策を講ずるため市町村等が設定する「鳥獣害防止森林区域」に関する制度が創設された(平成29年度施行)ところである。このため、「鳥獣害防止森林区域」を設定した市町村において、シカ被害に関する施策の効果がどのように発現されたかという観点から評価できるよう当該指標を設定した。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 各年度の目標値については、シカ被害発生面積が減少した市町村の割合を前年度より増加させることとした。 |
|   | 把握0         | の方法      | 都道府県           | 等を通じて | [把握。 |      |               |        |        |       |  |
|   |             |          | 達成度合<br>Aランク:1 |       |      |      |               |        |        |       |  |

| 施策(3)   | 適切な間値    | 伐 <sup>※4</sup> 等の等   | 実施     |           |       |       |       |        |        |         |   |
|---|----------|---|--------|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|---------|---|
| 西策の目指すべき姿<br>目標設定の考え方根拠]  | 地球温暖進する。 | 爱化防止を   | 含む森林の  | の多面的機     | 機能の着気 | 実な発揮を | を図るため | りには、間  | 伐等の適   | が切な森林整備 | #を進めていく必要がある。このため、引き続き間伐等の適切な森林整備を推   |
| 目標①【達成すべき目標】  | 水源涵養     | 機能等の網   | 維持増進   |           |       |       |       |        |        |         |   |
|   | 11.00.11 |   |        |           |       |       | ごとの目  |        |        | 指標一     |   |
| 測定指標<br>  | 基準値      | 基準年度  | . 目標値  | 目標年度      | 28年度  |       | 30年度  |        | 2年度    | 計算分類    | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠  <br>   |
| 市町村森林整備計画等において水源<br>涵養機能維持増進森林及び山地災害<br>防止機能 <sup>※5</sup> /土壌保<br>全機能維持増進森 | 65.36%   | 平成30<br>年度  | 74.51% | 令和5<br>年度 |       | _     |       | 67.19% | 69.02% | 3 一左    | 【測定指標の選定理由】 地球温暖化防止を含む森林の多面的機能を発揮させていくには、引き続き、間伐等の適切な森林整備を推進する必要がある。このため、「森林整備保全事業計画」が掲げる適切な間伐等の実施により、土壌を保持し水を育む機能が良好に保たれている森林 <sup>※6</sup> の割合を指標として関連施策を推進する。<br>【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】各年度の目標値については、各年度一定割合(1.83%/年)向上させ、令和5年度までに74.51%まで増加させることとした。 |
| 林に区分された育成<br>林のうち、機能が良<br>好に保たれている森   | 把握6      | 把握の方法 事業実施都道府県等からの実績報告により、当該年度において実施された間伐面積等を集計し、実績値を把握。  |        |           |       |       |       |        |        |         | 面積等を集計し、実績値を把握。   |
| 林の割合  |          | <b>達成度合いの</b><br><b>判定方法</b> 達成度合(%) = (当該年度実績(見込)値-当該年度すう勢値)÷(当該年度目標値-当該年度すう勢値)×100<br>A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満 |        |           |       |       |       |        |        |         | 標値-当該年度すう勢値)×100<br>7:50%未満   |

| 施策(4)   | 路網整備        | の推進        |   |           |       |      |        |             |             |                    |   |  |  |  |
|---|-------------|------------|---|-----------|-------|------|--------|-------------|-------------|--------------------|---|--|--|--|
| 施策の目指すべき姿<br>【目標設定の考え方根拠】   |             |            | R全には路網の整備が不可欠であり、育成単層林等においては施業等の効率化に必要な路網を整備する一方、天然生林等においては管理に必要となる最小<br>又は現在の路網を維持するなど指向する森林の状態に応じた路網整備を進める。 |           |       |      |        |             |             |                    |   |  |  |  |
| 目標①<br>【達成すべき目標】  | 路網整備        | による森林      | 資源の利用   | 用促進       |       |      |        |             |             |                    |   |  |  |  |
|   |             |            |   |           |       | 年度   | ごとの目   | 標値          |             |                    |   |  |  |  |
| 測定指標  | 基準値         |            | 目標値   |           |       | 年度   | ごとの実   | 績値          |             | 指標-<br>計算分類        | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠   |  |  |  |
|   |             | 基準<br>年度   |   | 目標<br>年度  | 28年度  | 29年度 | 30年度   | 元年度         | 2年度         | H1 31 73 750       |   |  |  |  |
| 生産性の高い林業<br>経営の確立に必要<br>不可欠な林道等の<br>林業基盤の整備によ<br>り、木材の安定的か<br>つ効率的な供給に<br>資することが可能と | 16億9千<br>万㎡ | 平成30<br>年度 | 20億7千<br>万㎡   | 令和5<br>年度 |       |      | _      | 17億7<br>千万㎡ | 18億4<br>千万㎡ | · S↑-差             | 【測定指標の選定理由】戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎えている中で、公益的機能を発揮しつつ、森林資源の循環利用を推進していくことが大きな課題である。このため、林業の生産基盤となる林道等の整備により安定的かつ効率的な木材供給が可能となる育成林の資源量を目標として関連施策を推進する。<br>【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】森林整備事業計画(令和元年5月閣議決定)に基づき、林道等の林業基盤の整備により、木材の安定的かつ効率的な供給が可能となる育成林の資源量を、現状の16億9千万㎡から令和5年度に20億7千万㎡まで増加させることとし、これに向けて、毎年一定量(7千万㎡/年程度)で増加させることとした。 |  |  |  |
| なる育成林の資源量:  | 把握 <i>0</i> | 方法         | 事業実施資源量を打   |           | 等からの多 | に    | こより、当ま | 該年度に        | おいて開        | 設された林道             | この延長等を把握し、木材として安定的かつ効率的な供給が可能となる森林の   |  |  |  |
|   | 達成度<br>判定   |            |   |           |       |      |        |             |             | 年度目標値-<br>6未満、Cランク | -H30基準値)×100<br>ク:50%未満   |  |  |  |

| 施策(5)  | 国土の保                   | 全等の推議          | 進                      |                |                |        |              |              |              |                    |  |
|--|------------------------|----------------|------------------------|----------------|----------------|--------|--------------|--------------|--------------|--------------------|--|
| 施策の目指すべき姿<br>【目標設定の考え方根拠】                                | 集中豪国<br>しての治し<br>引き続き持 | 山事業の推          | 激甚な山地<br>推進による山        | 地災害や松<br>1地災害の | :くい虫な。<br>防止、松 | どの森林り  | 病虫害等<br>害先端地 | の被害を<br>における | 最小限に<br>防除対策 | とどめ、地域の<br>の重点化や地  | の安全性の向上に資することが必要である。このため、事前防災・減災対策と<br>地域の自主的な防除活動の推進を図りつつ、駆除措置・予防措置等の対策を  |
| 目標①<br>【達成すべき目標】   | 山地災害                   | 等の防止           |                        |                |                |        |              |              |              |                    |  |
|  |                        |                |                        |                |                | 年度     | ごとの目         | 標値           |              |                    |  |
| 測定指標   | 基準値                    |                | 目標値                    |                |                | 年度     | ごとの実         | 績値           |              | 指標-<br>計算分類        | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠  |
|  |                        | 基準<br>年度       |                        | 目標<br>年度       | 28年度           | 29年度   | 30年度         | 元年度          | 2年度          | 日井刀及               |  |
| 治山対策を実施した<br>ことにより周辺の森林<br>アの山地災害防止機<br>能等が確保される集<br>落の数 | 56.2千集                 | 平成30年度         | 58.6千集                 | 令和5<br>年度      |                |        |              | 56.7千集落      | 57.2千集落      |                    | 【測定指標の選定理由】近年、集中豪雨等による激甚な山地災害が頻発しているほか、壮齢林での崩壊等に伴う流木災害の顕在化など、山地災害の発生形態が変化している。このような中、山地災害を防止し、被害を最小限にとどめるために事前防災・減災対策としての治山事業を推進する必要がある。なかでも地域の安全・安心な暮らしを確保する上で重要な集落周辺の森林については、一度損なわれれば人命、財産へ直接的に被害が及ぶことが、重点的に治山対策を推進する必要がある。このため、森林整備保全事等の目標等を定めた「森林整備保全事業計画(令和元年5月28日閣議決定)に掲げる周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の数を指標として関係施策を推進する。<br>【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】各年度の目標値については、これら集落を各年度一定量(約480集落/年)向上させ、令和5年度までに58.6千集落まで増加させることとした。 |
|  | 把握(                    | の方法            | 事業実施                   | 都道府県           | 等からの多          | に 積報告に | こより、年        | 度末時点         | の集落に         | 対する治山対             | 対策の実施状況を集計し実績値を把握。   |
|  | 達成度 判定                 | 合いの<br>方法      |                        |                |                |        |              |              |              | 年度目標値-<br>%未満、Cランク | -H30基準値)×100<br>ク:50%未満  |
| 適切に保全されてい<br>イ る海岸防災林等の割<br>合                            | 96%                    | 平成30<br>年度     | 100%                   | 令和5<br>年度      | _              |        | <u> </u>     | 97%          | 98%          | · S↑一他             | 【測定指標の選定理由】安全で安心な暮らしを支える国土の形成に寄与るため、市街地、工場や農地などを飛砂害や風害、潮害等から守る海岸防林等について海岸侵食や病虫害から森林を保全する必要がある。このため森林整備保全事業の目標等を定めた「森林整備保全事業計画(令和元年:月28日閣議決定)」に掲げる海岸防災林等の延長約9,000Kmについて治山事業等の実施により適切に保全されている延長の割合を指標として関係施策を推進する。<br>【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】各年度の目標値については、『日本大震災により被災した海岸防災林の復旧計画(令和2年度まで)も勘案しつつ、令和5年度までに概ね100%まで増加させることとした。  |
|  | 把握(                    | <u></u><br>の方法 | 事業実施                   | 都道府県           | 等からの多          | に 複報告に | こより、機        | 能が低下         | した海岸         |                    | Bける治山対策の実施状況を集計し実績値を把握。  |
|  | 達成度                    | 合いの<br>方法      | 達成度合<br>岸林等の<br>Aランク:9 | 延長)×10         | 00             |        |              |              |              | <b>5災林等の延</b> 長    | 長ー当該年度までに治山事業により機能の回復した海岸林等の延長)) ÷ (海  |

| 目標②<br>【達成すべき目標】   | 森林病害 | 虫等の被領      | 事の防止   |                  |        |        |        |        |        |                     |  |
|--|------|------------|--------|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|---------------------|--|
|  |      |            |        |                  |        |        | ごとの目   |        |        |                     |  |
| 測定指標   | 基準値  |            | 目標値    |                  |        | 年度     | ごとの実   | 積値     |        | 指標-<br>計算分類         | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠  |
|  |      | 基準<br>年度   |        | 目標<br>年度         | 28年度   | 29年度   | 30年度   | 元年度    | 2年度    | 11 77 77 75         |  |
| 保全すべき松林 <sup>※7</sup><br>ア の被害率が1%未満                           | 71%  | 平成26<br>年度 | 100%   | 令和2<br>年度        | 81%    | 86%    | 90%    | 95%    | 100%   | F↑一直                | 【測定指標の選定理由】 松くい虫被害は強い伝染性を持つものであり、一<br>旦微害化し防除対策を軽減した地域等で再び被害が激化するおそれがある<br>ことから、防除を確実に実施する必要がある。このため、被害対策の進捗に<br>ついて適確に把握し、着実な防除実施を図るため、保全すべき松林の被害<br>率を全国的に1%未満の「微害」に抑える都府県の割合を指標として関連施<br>策を推進する。<br>【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 各年度の目標値については、各 |
| の「微害」に抑えられ<br>ている都府県の割合  |      |            |        |                  |        |        |        |        |        |                     | 年度一定割合(約5%/年)向上させ、令和2年度までに100%とすることとした。  |
| (人、の相切がという自1日  | 把握(  | の方法        | 都道府県   | 等を通じて            | 、実績値   | を把握。   |        |        |        |                     |  |
|  |      | 合いの<br>方法  | 達成度合   | (%)=当4           | F度実績   | (見込)値  | ÷当年度   | 目標値×   | 100    | よい北海道をM<br>%未満、Cランク | 余く46都府県の割合により算定する。<br>ク:50%未満  |
| 新たな市町村で松く<br>い虫被害の発生が<br>あった場合に、法令<br>等に基づいてまん延                | _    | _          | 100%   | 各年度              | 100%   | 100%   | 100%   | 100%   | 100%   |                     | 【測定指標の選定理由】松林の公益的機能の確保や防除に係るコストを踏まえつつ、新たに松くい虫被害が発生した市町村において、早期の段階で徹底的に防除を行う必要がある。このため、新たな市町村で松くい虫被害の発生があった場合に、法令等に基づいてまん延防止措置を適切に実施した割合を指標として設定し、関連施策を推進する。<br>【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】各年度の目標値については、新たに被害が発生した全市町村でまん延防止措置を実行することとした。          |
| 防止措置を適切に<br>実施した割合   | 把握(  |            | 都道府県   | 等を通じて            | 、実績値   | を把握。   |        |        |        | •                   |  |
|  | 達成度  | 合いの<br>方法  |        | (%)=新7<br>0%以上、B |        |        |        |        |        | 上実施した市町             | T村数÷新たな被害が発生した市町村数×100   |
| 高緯度・高標高の被<br>害先端地域が在する<br>都府県の保全すべき<br>ウ 松林の被害率に対<br>する全国の保全すべ | _    |            | 100%以上 | 各年度              | 100%以上 | 100%以上 | 100%以上 | 100%以上 | 100%以上 | · F=一直              | 【測定指標の選定理由】 高緯度・高標高の被害先端地域は被害が未被害地へ拡大しやすいという特徴があり、被害のまん延の防止が必要である。このため、高緯度・高標高の被害先端地域が在する都府県の保全すべき松林の被害率に対する全国の保全すべき松林における被害率の割合の比率を指標として設定して関連施策を推進する。<br>【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 各年度の目標値は、被害先端地域の都府県での被害率が全国の被害率を下回った場合である100%以上することとした。    |
| き松林における被害  | 把握(  |            | 都道府県   | 等を通じて            | 、実績値   | を把握。   | 1      | 1      |        | 1                   | , w = ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~  |
| 率の割合   | 達成度  | 合いの<br>方法  | 達成度合   |                  | 国の保全権  | 松林の被   | 害率÷先   | 端地域が   | 存する都   |                     | 松林における被害率以下に減少させる。<br>公林被害率×100  |

| <br>施策(6)  | 山村振興   | <ul><li>地方創生</li></ul> | (への寄与                                    |                        |                       |  |                               |        |               |                 |  |
|--|--------|------------------------|--|------------------------|-----------------------|--|-------------------------------|--------|---------------|-----------------|--|
| 施策の目指すべき姿<br>【目標設定の考え方根拠】  | として厳し  | い状況に                   | 置かれてい                                    | る。このた                  | め、森林                  | 資源を活   | かした産業                         | 業育成に。  | よる就業機         | 幾会の創出と原         | 域に先駆けて進行し、集落機能を維持することが困難な地域もあるなど、依然<br>所得の確保、生活環境の整備等による定住促進などの推進やきのこをはじめと<br>欠産業化等の取組を推進し、山村の振興を図る。   |
| 目標①<br>【達成すべき目標】   | 山村にお   | ける就業機                  | 会の創出                                     | や都市との                  | 交流等の                  | )促進  |                               |        |               |                 |  |
|  |        |                        |  |                        |                       |  | ごとの目                          |        |               | 15.7±           |  |
| 測定指標   | 基準値    |                        | 目標値                                      |                        |                       | 年度<br>   | ごとの実                          | 領但     |               | 指標-<br>計算分類     | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠  |
|  |        | 基準<br>年度               |  | 目標<br>年度               | 28年度                  | 29年度   | 30年度                          | 元年度    | 2年度           | 41317334        |  |
| 全国の振興山村地<br>域**8の中から抽出し<br>た市町村に対し、<br>(1)新規定住者数、<br>ア(2)交流人口、(3)<br>地域産物等販売額<br>の指標のうちいずれ<br>かを満たす市町村の<br>割合(前年比) |        | D<br>方法                | 対前年<br>度比<br>100%以<br>上<br>(1)新規<br>町村に対 |                        |                       | 度比<br>100%以<br>上<br>対前年<br>度14%<br>(H28率<br>79%)<br>(H29率<br>成2%)<br>人口数、( |                               | 上生物等販売 |               | F=一直<br>Sいずれかを清 | 【測定指標の選定理由】 山村の振興に向けて、森林資源を活かした産業育成による就業機会と所得の確保、生活環境の整備等により定住を促進し、山村に暮らす人々がいきいきと生活できるようにしていくことが重要である。このため、全国の振興山村地域の中から抽出した市町村に対し、(1)新規定住者数、(2)交流人口数、(3)地域産物等販売額について、いずれかが維持または向上した市町村の割合を指標として関係施策を推進する。<br>【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 各年度の目標値は、前年度と当年度との比率を算出し前年度比100%以上とすることとした。 |
|  | 達成度    | <del></del>            | 全国の振<br>割合とのは<br>いずれから                   | 興山村地<br>比率を算出<br>ひ指標を清 | 或の中から<br>ける。<br>またす市町 | っ無作為に<br>丁村の割る   | こ抽出した                         | た市町村(  | こ対し、上<br>=当該年 | 記(1)~(3)        | 益者数を基に全国的な観点から総合的に有効性を判断する。<br>の指標のうち、いずれかの指標を満たす市町村の割合を算出し、その前年度<br>)÷(前年度の割合)×100<br>%未満   |
| <b>イ</b> 国産きのこの生産量   | 46万トン  | 平成25<br>年度             | 46万トン                                    | 令和7年<br>度              | 46万トン<br>46万トン        | 46万トン<br>46万トン   | 46万トン<br>46.8万ト<br>ン<br>(暫定値) | 46万トン  | 46万トン         | F=一直            | 【測定指標の選定理由】きのこ生産は、原木やチップの利用による森林整備への寄与や、きのこ生産による山村地域の雇用創出に寄与することから、人口減少等によるきのこ消費量の減少が予想される中、国産きのこの生産量を維持していくことが必要である。このため、国産きのこの生産量を指標として関連施策を推進することとする。<br>【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】各年度の目標値については、「食料・農業・農村基本計画」に掲げる生産努力目標の46万トンとした。  |
|  | 把握0    | の方法                    | 特用林産                                     | 基礎資料。                  | より把握                  |  |                               |        |               |                 |  |
|  | 達成度 判定 |                        | 達成度合<br>A'ランク: 1                         |                        |                       |  |                               |        |               | る未満、Cラン         | ク:50%未満  |

| 施策(7)   | 国民参加      | の森林づく      | くりと森林の                     | 多様な利                  | 用の促進             |                 |                |                 |                  |                    |  |
|---|-----------|------------|----------------------------|-----------------------|------------------|-----------------|----------------|-----------------|------------------|--------------------|--|
|   | 社会全体      | で支えてレ      | リ用を推進!<br>いくことが重<br>ク化などに。 | 要であり、                 | その気運             | を醸成し            | ていくこと          | が必要で            | ある。この            | や地方創生、<br>ため、多様な   | 快適な生活環境の創出などにつながることから、広く国民の理解を得つつ、<br>主体による森林づくり活動の促進に向けて、企業・NPO・森林所有者・地元関   |
| 目標①<br>【達成すべき目標】                                    | 多様な主      | 体による森      | 林づくり活                      | 動の促進。                 | と森林環境            | 竟教育等の           | の充実            |                 |                  |                    |  |
|   |           |            |                            |                       |                  | 年度              | ごとの目           | 標値              |                  |                    |  |
| 測定指標  | 基準値       |            | 目標値                        |                       |                  | 年度              | ごとの実           | :績値             |                  | 指標一                | <br>  測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠  |
|   |           | 基準<br>年度   |                            | 目標<br>年度              | 28年度             | 29年度            | 30年度           | 元年度             | 2年度              | 計算分類               |  |
| 「フォレスト・サポー<br><b>ア</b> ターズ」 <sup>※9</sup> の登録件<br>数 | 3万9千件     | 平成24<br>年度 | 6万2千件                      | 令和2<br>年度             | 5.0万件            |                 |                | 5.9万件           | 6.2万件            | S↑-差               | 【測定指標の選定理由】多様な主体による森林づくり活動の推進や森林環境教育等の充実を図るには、一般国民、CSR活動により資金援助等を行う民間企業、森林ボランティア団体等による森林づくり活動や森林環境教育への関わりが重要である。このため、国民一人ひとりが、それぞれの立場、可能な方法で、日常の業務や生活の中で、自発的に森林の整備等に取り組む「フォレスト・サポーターズの登録件数」を指標として関連施策を推進する。【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】各年度の目標値については、各年度一定量(3千件/年)向上させ、令和2年度までに6万2千件へと増加させることとした。                         |
|   | 把握(       | の方法        | 制度運営                       | 団体の情報                 | 報により把            | 握。              | l              |                 | <u>'</u>         |                    |  |
|   |           | 合いの        | 達成度合<br>A'ランク:1            | (100%) = (<br>150%超、A | (当該年度<br>ランク:90% | 三実績(見<br>%以上150 | 込)値-H<br>%以下、B | 24基準値<br>ランク:50 | ī)÷(当該<br>%以上90% | 核年度目標値<br>結未満、Cラン: | −H24基準値)×100<br>ク:50%未満  |
| 森林に関するCSR<br>イ活動等を実施する民<br>間企業の割合                   | 52%       | 平成22<br>年度 | 82%                        | 令和2<br>年度             | 70%              | 73%             | 76%<br>69%     | 79%             | 82%              | F↑一直               | 【測定指標の選定理由】多様な主体による森林づくり活動の推進や森林環境教育等の充実を図るには、一般国民、CSR活動により資金接助等を行う民間企業、森林ボランティア団体等による森林づくり活動や森林環境教育への関わりが重要である。このため、「森林に関するCSR活動等を実施する民間企業の割合」を指標として関連施策を推進する。<br>【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】各年度の目標値については、令和2年度までに森林づくりに新たに取り組むことへ興味・関心のある企業及び現在興味関心はないものの将来的にはあり得るとした企業の割合である30%を基準値に加えた82%を最終目標値として、各年度一定割合(3%/年)向上さ |
|   | ,         |            |                            |                       |                  |                 |                |                 |                  |                    | と出ている。 とした。  |
|   | 把握(       | の方法        | 団体からの                      | り聞き取り                 | こより把握            | 20              |                |                 |                  |                    |  |
|   | 達成度<br>判定 | 合いの<br>方法  | 達成度合<br>A'ランク:1            |                       |                  |                 |                |                 |                  | 未満、Cラン             | ク:50%未満  |

| <b>ゥ</b> 森林ボランティア団<br>体数                                    |             | の平均値              | 対前年増   |                  | 4,168団<br>体 | 対前年増<br>4,180団<br>体 |                              | 対前年増            | 対前年増  | S↑一直        | 【測定指標の選定理由】多様な主体による森林づくり活動の推進や森林環境教育等の充実を図るには、一般国民、CSR活動により資金援助等を行う民間企業、森林ボランティア団体等による、森林づくり活動や森林環境教育への関わりが重要である。このため、直接的に森林づくり活動に取り組んでいる団体や、森林づくりを森林環境教育の一環として実施したり、山村住民と都市住民の交流や地域づくりのきっかけとして活用している「森林ボランティア団体数」を指標として関連施策を推進する。<br>【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】各年度の目標値については、前年度実績値よりも増加させることとした。                 |  |  |  |
|---|-------------|-------------------|--------|------------------|-------------|---------------------|------------------------------|-----------------|-------|-------------|---|--|--|--|
|   | 把握の         |                   | 都道府県   | を通じて把            | 四握。         |                     |                              |                 |       |             |   |  |  |  |
|   | 達成度<br>判定   |                   | A:(おおす | むね有効)            | :前年度第       | <b>実績以上</b> 、       | 、B: (有效                      | 性の向」            | こが必要で | である) : 基準   | 値以上前年度実績未満、C: (有効性に問題がある): 基準値未満  |  |  |  |
| 施策(8)   | 国際的な        | 際的な協調及び貢献         |        |                  |             |                     |                              |                 |       |             |   |  |  |  |
| 施策の目指すべき姿<br>【目標設定の考え方根拠】                                   | 向けた国際       | 際的な政策             |        | 組に積極             | 的に参画        | し貢献する               | るとともに                        | 、開発途_           | 上国におり | ける持続可能      | れた目標(SDGs)の実現を図る必要がある。このため、持続可能な森林経営に<br>は森林経営に向けた取組を支援するため、我が国が有する知見や人材等を  |  |  |  |
| 目標①<br>【達成すべき目標】  | 国際協力        | の推進               |        |                  |             |                     |                              |                 |       |             |   |  |  |  |
|   |             |                   |        |                  |             | 年由                  | ごとの目                         | 抽店              |       |             |   |  |  |  |
|   |             |                   |        |                  |             | 十戊                  |                              | (标)但            |       |             |   |  |  |  |
| 測定指標  | 基準値         |                   | 目標値    |                  |             |                     | ごとの実                         |                 |       | 指標一<br>計算分類 | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠   |  |  |  |
| 測定指標  | 基準値         | 基準年度              | . 目標値  | 目標年度             | 28年度        |                     | ごとの実                         | 績値              | 2年度   | 指標-<br>計算分類 | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠   |  |  |  |
| 測定指標  | 基準値<br>139件 | <b>年度</b><br>平成27 | . 目標値  | <b>年度</b><br>令和2 | 28年度        | 年度                  | ごとの実                         | 績値              | 2年度   |             | 【測定指標の選定理由】 世界における持続可能な森林経営に向けた取組を推進し、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた目標 (SDGs) の実現を図るには、国際的に協調しつつ多様な枠組みを通じた協力を推進する必要がある。このため世界における持続可能な森林経営の推進に向けて我が国が実施した国際協力プロジェクトの数(①林野庁補助・委託事業、  |  |  |  |
| 測定指標<br>持続可能な森林経<br>ア 営 <sup>※10</sup> を推進する国<br>際協力プロジェクト数 | 139件        | 年度                |        | 年度               |             | 年度<br>29年度          | ごとの実<br>30年度                 | 積値<br>元年度       |       | 計算分類        | 【測定指標の選定理由】 世界における持続可能な森林経営に向けた取組を推進し、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた目標(SDGs)の実現を図るには、国際的に協調しつつ多様な枠組みを通じた協力を推進する必要がある。このため世界における持続可能な森林経営の推進に向   |  |  |  |
| 持続可能な森林経<br>ア 営 <sup>※10</sup> を推進する国                       | 139件        | <b>年度</b><br>平成27 |        | 令和2<br>年度        | 142件        | <b>年度 29年度</b> 145件 | ごとの実<br>30年度<br>148件<br>153件 | <b>元年度</b> 150件 |       | 計算分類        | 【測定指標の選定理由】世界における持続可能な森林経営に向けた取組を推進し、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた目標(SDGs)の実現を図るには、国際的に協調しつつ多様な枠組みを通じた協力を推進する必要がある。このため世界における持続可能な森林経営の推進に向けて我が国が実施した国際協力プロジェクトの数(①林野庁補助・委託事業、国際機関への拠出による国際協力プロジェクト、②JICAによる国際協力プロジェクト、③民間企業やNGO・NPOによる国際協力プロジェクトの合計数)を指標として関連施策を推進する。<br>【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】各年度の目標値は、今後5年間 |  |  |  |

|     | 政策手段                           |               | 額計(執行         | <b>行額</b> )   | 元年度            | 関連す  |   | 平成31年度行政   |
|-----|--------------------------------|---------------|---------------|---------------|----------------|--|---|------------|
| _   | 政策手段<br>(開始年度)                 | 28年度<br>[百万円] | 29年度<br>[百万円] | 30年度<br>[百万円] | 当初予算額<br>[百万円] | る指標  | 政策手段の概要等  | 事業レビュー事業番号 |
| (1) | 森林病害虫等防除<br>法<br>(昭和25年)       | _             | _             |               | -              | (5)-②-ア<br>(5)-②-イ<br>(5)-②-ウ  | 森林病害虫等防除法に基づく各種防除措置等を実施。<br>本法に基づき、47都道府県において、森林の保全を図るため松くい虫被害対策をはじめとした森林病害虫等の防除を実施することにより、森林病害虫等の被害の防止に寄与する。   | _          |
| (2) | 国有林野の管理経<br>営に関する法律<br>(昭和26年) | _             | _             | _             | -              | (4)-①-ア  | 国有林野の適切かつ効果的な管理経営を確保するため、計画的な実施を図る。<br>本法に基づき、土壌の保持や保水機能を重視する森林や、多様な樹種や階層からなる森林、木材の安定<br>的かつ効率的な供給が可能となる森林等を整備することにより、国有林野の公益的機能の維持増進が図ら<br>れ、土壌を保持する機能や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用に<br>寄与する。 | -          |
| (3) | 森林法(普及指導事業制度)<br>(昭和26年)       | _             |               |               | _              | (1)-①-ア<br>(1)-②-ア<br>(2)-①-ア<br>(2)-③-ア<br>(3)-①-ア<br>(4)-①-ア<br>(5)-②-イ<br>(5)-②-寸<br>(6)-①-ア<br>(6)-①-イ | 森林施業に関する指導等を行う。<br>このことにより、森林施業が適切に行われ、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様  |            |
| (4) | 森林法(保安施設地区制度)<br>(昭和26年)       | _             | _             |               | -              | (5)-①-ア(5)-①-イ   | 保安施設事業の実施により、山崩れ、土石流等による被害の防止・軽減を図る。<br>本法に基づき、保安施設事業を実施することにより、森林の山地災害防止機能等が確保されるとともに、海<br>岸防災林等の機能が維持され、国土の保全に寄与する。   | -          |
| (5) | 森林法(保安林制度)<br>(昭和26年)          | -             | _             | _             | -              | (5)-①-ア(5)-①-イ   | 保安林の指定により、森林の有する水源涵養、土砂崩壊やその他の災害の防備等の公益的機能の確保を図る。<br>本法に基づき、公益的機能の発揮が特に要請される森林を保安林に指定し、立木の伐採制限等の規制措置を講じることにより、森林の山地災害防止機能等が確保されるとともに、海岸防災林等の機能が維持され、国土の保全に寄与する。                                     | -          |
| (6) | 森林法(林地開発許可制度)<br>(昭和26年)       | _             | —             |               | -              | (5)-①-ア(5)-①-イ   | 保安林以外の民有林における水源の涵養、災害の防備等に支障を及ぼす開発行為の適正化を図る。<br>本法に基づき、森林の土地の適正な利用の確保を図ることにより、森林の山地災害防止機能等の多面的<br>機能が確保されるとともに、海岸防災林等の機能が維持され、国土の保全に寄与する。   | _          |

| (7) 地すべり等防止法 (昭和33年)                         | _ (5)-①-ア                                | 地すべり防止工事の実施により、地すべりによる被害の防止・軽減を図る。<br>本法に基づき、地すべり防止工事を実施することにより、山地災害等の防止に寄与する。  | - |
|--|--|---|---|
| (8) 分収林特別措置法 (昭和33年)                         | - (1)-②-ア<br>- (3)-①-ア<br>(4)-①-ア        |   | - |
| 森林法(森林計画制<br>(9) 度)<br>(昭和39年)               | - (1)                                    | 長期的視点に立って、森林の保続培養と森林生産力の増大を図りながら、森林のもつ多面的機能が十分に発揮されるよう、森林の整備・保全の計画的な実施を図る。<br>本法に基づき、地域関係者の合意の下、発揮を期待する機能ごとの区域を明らかにし、森林計画制度の下、その機能を十分発揮できるよう森林の整備・保全の推進をすることにより、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営に寄与する。 | - |
| (10) 林業種苗法<br>(昭和45年)                        | (1)-②-ア<br>(2)-②-ア<br>(3)-①-ア<br>(4)-①-ア | 優良種苗の供給を確保するために優良な採取源の指定、生産事業者の登録、種苗表示の適正化を図る<br>ことにより、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環<br>利用に寄与する。  | _ |
| 森林の保健機能の<br>(11) 増進に関する特別措<br>置法<br>(平成元年)   | - (3)-①-ア<br>(4)-①-ア                     | 公衆の保健の用に供することが適当と認められる森林について保健機能の増進を図るための森林施業等の促進を図る。<br>森林の保健機能の増進を図るべき森林として、市町村森林整備計画に「保健機能森林」の区域を設定し、<br>当該区域の森林整備等を行うことにより、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性<br>の維持増進、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営に寄与する。                              | - |
| 緑の募金による森林<br>(12) 整備等の推進に関<br>する法律<br>(平成7年) |  | 緑の募金の健全な発展を図るために必要な措置を定めること等により、国民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体が行う森林整備等に係る自発的な活動等の円滑化を図り、国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進に寄与する。   | - |
| (13) 森林経営管理法<br>(平成31年)                      |  | 経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理権を取得した上で、自ら経営管理を行い、又は経営管理実施権を民間事業者に設定する等の措置を通じて、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図る。このことにより、林業の持続的発展のほか、森林の有する多面的機能の発揮に寄与する。  | - |

| 森林・林業・木材産<br>業分野の研究・技術<br>開発戦略<br>(平成29年)                                   | _                                | _                | 1             | _             | (5)-②-ア                          | 新州の多様な機能の発揮に関する研究等を実施することにより、緑林・林業・木材産業に関する研究・技術開発を推進。<br>平成29年3月に策定された森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略を踏まえ、森林総研、都道府<br>県等関係機関との連携を図りつつ、研究・技術開発を推進することにより、森林の有する多面的機能の発展、世界の特殊的なる。                                 | 1    |
|---|----------------------------------|------------------|---------------|---------------|----------------------------------|--|------|
| 農山漁村地域整備<br>交付金<br>(15) (平成22年度)<br>(関連:元-<br>7,8,12,14,15,22)              | 87,427<br>の内数<br>(87,348<br>の内数) | (77,842          |               | 80,004<br>の内数 | (4)-①-ア<br>(5)-①-ア               | 業を自由に選択し、総合的、一体的な整備を支援。  | 0122 |
| 鳥獣被害防止総合<br>対策交付金<br>(平成20年度)<br>(関連:元-12,14,22)                            | 10,395<br>(10,269)               | 9,715<br>(9,608) | ,             | 10,227        |                                  | 市町村が作成する被害防止計画に基づいて行う地域ぐるみの被害防止活動や侵入防止柵の整備等の鳥<br>獣被害対策を支援。また、県域を越える複数の市町村が連携して行う広域的な鳥獣被害対策及び人材育<br>成を支援。<br>本交付金により、被害防止計画を策定し、効果的な被害防止対策を行う市町村数を増やすことにより、鳥<br>獣被害の防止に寄与する。                              | 0202 |
| 農山漁村振興交付<br>金<br>(17) (平成28年度)<br>(関連:元-<br>3,7,8,12,14,15,16,18<br>,19,22) | 7,326<br>の内数<br>(7,011<br>の内数)   | の内数<br>(7,886    | (7,282)       | 9,809<br>の内数  | (b)-(l)-)                        | 地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結び付ける取組までを総合的に支援することにより、新規定住者数及び交流人口の維持向上等が図られ、山村地域の活性化、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。                                     | 0204 |
| 地域森林計画編成<br>事業費補助金<br>(昭和14年度)<br>(主、関連:元-12)                               | 163<br>(128)                     |                  |               | 120           |                                  | 都道府県に対して森林GISの整備を推進するための空間データ等の整備や集約化等に必要な森林所有者情報の管理体制の整備について支援。<br>このことにより、森林に関する情報を的確かつ効果的に把握・分析し、地域森林計画等に反映できる体制を整備することにより、効率的な間伐等の推進が図られ、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営に寄与する。 | 0207 |
| 森林病害虫等被害<br>(19) 対策<br>(昭和25年度)<br>(主、関連:元-12)                              | 869<br>(847)                     | 718<br>(711)     | 718<br>( 706) | 715           | (5)-2)-ア<br>(5)-2)-イ<br>(5)-2)-ウ | 森林病害虫等による被害対策として被害のまん延を防止するため、東北地方の県境付近において農林水産大臣の駆除命令による伐倒駆除等の事業等を実施するとともに、都道府県の行う森林病害虫等の駆除又はそのまん延の防止に関する措置に要する費用の一部を補助し、森林病害虫等の被害の防止に寄与する。   | 0208 |

| ,            | ,   | 34,974<br>(34,628)  | 33,250   | (5)-①-ア(5)-①-イ  | 都府県に対して、治山事業の実施に要する経費を支援。<br>これにより、国土の保全、水源の涵養、生活環境の保全等の森林のもつ公益的機能の確保が特に必要な<br>保安林等における治山施設の設置や機能の低下した森林の整備等を推進し、山地災害等の防止に寄与す<br>る。  | 0209   |
|--------------|---|---|--|---|--|--|
| 333<br>(329) | 331<br>(330)  | 331<br>(329)  | 333  | (5)-①-ア(5)-①-イ  | 都道府県に対し、農林水産大臣が行う保安林の指定・解除の事務等を委託し、必要な経費を支払う。<br>このことにより、森林法に基づく保安林制度の適切かつ円滑な運用が図られ、森林の山地災害防止機能<br>等が確保されるとともに、海岸防災林等の機能が維持され、国土の保全に寄与する。  | 0210   |
|              | :   | 119<br>(109)  | 119  | (5)-①-ア(5)-①-イ  | 保安林等の指定に伴い森林所有者等が受ける損失に対し、農林水産大臣が支払う補償金。<br>森林法に基づく保安林等の指定は、公権をもって伐採制限を課すことにより、森林所有者等の財産権を制<br>約するものであることから、本措置により、一定の補償を行うことで、保安林等の適切な指定が図られ、森林<br>の山地災害防止機能等が確保されるとともに、海岸防災林等の機能が維持され、国土の保全に寄与する。  | 0211   |
| /            | ,   | ,   | 33,306   | (1)-2)-7<br>(2)-(1)-7<br>(3)-(1)-7<br>(4)-(1)-7   | 県域を越えた流域全体の水源林造成を行い、生産条件の不利な中山間地域の保全・整備の推進等の補助。<br>土地所有者自身による森林整備が困難な奥地水源地域において、国立研究開発法人 森林研究・整備機構が森林を造成し、国民生活に不可欠な水の安定供給や国民の生命・財産を脅かす土砂の流出・崩壊の防止に寄与することで、県域を越えた下流域全体における「緑のダム」機能を確保。また、生産条件の不利な中山間地域の保全・整備の推進等。<br>本事業の実施により、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用、造林コストの低減に寄与する。 | 0212   |
|              |   | 31<br>(27)  | 32   | (5)-①-ア(5)-①-イ  | 保安林指定に伴い森林所有者等が受ける損失に対し都道府県が支払う補償金等への補助を行う。<br>このことにより、森林法に基づく保安林制度の適切かつ円滑な運用が図られ、森林の山地災害防止機能<br>等が確保されるとともに、海岸防災林等の機能が維持され、国土の保全に寄与する。  | 0213   |
| (0.1)        | (0.3)   | (0.5)   | 0.8  | (1)-①-ア<br>(1)-②-ア<br>(3)-①-ア<br>(4)-①-ア  | して実施。<br>  本措置により、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の  | 0214   |
| 10<br>(10)   | 10<br>(10)  | 10<br>(10)  |  | (2)-②-ア   | 実用種穂の採取源を改良するため、特別母樹(林)は、地域の自然環境に永年順応し、特に優良な形質   | 0215   |
|              |   | 2<br>(2)  |  |   | 一年文法より、休未経営の政告、経営が保め加入などにより効率的から過剰な森林・金属を失過する休果有一に対し、無利子で事業費を貸し付け、金利負担を軽減することにより、土壌を保持する能力や水を育む能力  | 0216   |
|              | (27,346)  333 (329)  125 (113)  28,229 (28,229)  4 (0.1)  10 (10) | (27,346) (24,278)  333 331 (329) (330)  125 119 (113) (111)  28,229 28,132 (28,229) (28,132)  33 31 (29) (28)  4 1 (0.1) (0.3)  10 10 (10) (10) | (27,346)       (24,278)       (34,628)         333       331       331         (329)       (330)       (329)         125       119       119         (113)       (111)       (109)         28,229       28,132       27,335         (28,229)       (28,132)       (27,335)         33       31       31         (29)       (28)       (27)         4       1       1         (0.1)       (0.3)       (0.5)         10       10       (10)         (10)       (10)       (10)         5       2       2 | 333 31 31 31 32 33,306  28,229 28,132 27,335 (28,229) (28,132) (27,335) 33,306  33 31 31 31 31 32 32 33,306  33 31 31 31 31 32 32 33,306  33 31 31 31 31 32 32 33,306 | $\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$  | 27,346   24,387   34,974   24,278   33,250 |

| 森林吸収源インベン<br>(28) トリ情報整備事業<br>(平成18年度)<br>(主、関連:元-12) | 243<br>(242)       | =                  | 267<br>(267) | 261    | (1)-②-ア<br>(3)-①-ア<br>(4)-①-ア                | 京都議定書に基づく森林吸収量の算定・報告に必要な基礎データの収集・分析を行うとともに、算定・報告に対する国際審査に対応するための技術的課題の分析・検討等を行う。また、パリ協定の下の森林分野の計上ルール交渉に向けて算定ルール開発及び各国との戦略的対話を行う。<br>国際約束である我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成状況の算定・報告のために必要不可欠な事業であり、京都議定書に基づく森林吸収量の把握を通じて、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用に寄与する。 | 0217 |
|---|--------------------|--------------------|--------------|--------|--|---|------|
| 幹線林道事業移行<br>(29) 円滑化対策交付金<br>(平成20年度)<br>(主)          | 125<br>(125)       | 114<br>(114)       | =            | 91     | (1)-2)-7<br>(2)-1)-7<br>(3)-1)-7<br>(4)-1)-7 | びに賦課金の再調整等による混乱を生じさせることがないよう関係道県の要望も踏まえ、国の責任において確実に対応するための交付金。  | 0218 |
| 花粉発生源対策推<br>(30) 進事業<br>(平成21年度)<br>(主、関連:元-12)       | 86<br>(86)         | 125<br>(121)       | 115<br>(109) | 108    | (2)-②-ア                                      | 花粉症対策苗木への植替えの支援、花粉飛散防止剤の実証試験、スギ・ヒノキの雄花着花状況調査等に対して支援する。<br>これにより花粉の少ない森林への転換を進め、国民の3割が罹患しているとの言われている花粉症の緩和に寄与する。   | 0219 |
| 森林生態系多様性<br>(31) 基礎調査事業<br>(平成22年度)<br>(主、関連:元-12)    | 306<br>(306)       | 304<br>(304)       | 305<br>(305) | 326    | (1)-②-ア<br>(3)-①-ア<br>(4)-①-ア                |   | 0220 |
| 森林整備事業(補<br>(32) 助)<br>(平成23年度)<br>(主、関連:元-12)        | 31,890<br>(31,607) | 28,447<br>(28,363) |              | 36,331 | (1)-②-ア<br>(2)-①-ア<br>(3)-①-ア<br>(4)-①-ア     | の供給等国民のニーズに応じた森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるとともに、森林吸収量の算   | 0221 |
| 森林整備事業(直<br>(33) 轄)<br>(平成25年度)<br>(主、関連:元-12)        | 62,464<br>(60,031) | 64,453<br>(62,223) |              | 75,455 | (1)-2)-7<br>(2)-①-7<br>(3)-①-7<br>(4)-①-7    | の有する多面的機能を持続的に発揮させるとともに、平成25年から平成32年までの8年間における国際的   | 0222 |
| 治山事業(直轄)<br>(34)(平成25年度)<br>(主、関連:元-12)               | 27,168<br>(26,572) | ,                  | . ,          | 36,639 | (5)-①-ア(5)-①-イ                               | 国有林野(一部民有林)において、国による直轄事業により治山事業を実施。<br>これにより、国土の保全、水源の涵養、生活環境の保全等の森林のもつ公益的機能の確保が特に必要な<br>保安林等における治山施設の設置や機能の低下した森林の整備等を推進し、山地災害等の防止に寄与す<br>る。   | 0223 |

| 国有林野事業<br>(35) (平成25年度)<br>(主、関連:元-<br>12,19)   | 11,275<br>(10,182) | 11,769<br>(11,110) | ,                | 11,366 | (4)-①-ア                                  | 国による直轄事業により、国有林野における公益的機能の維持増進に対応した管理経営の推進、総合利用、国民に対する情報提供、国民参加の森林保全活動等の推進、素材(丸太)の生産・販売等を実施。国民共通の財産である国有林を将来にわたって適切に管理経営を行い、国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止等の公益的機能の維持増進、林産物の持続的かつ計画的な供給等国有林野事業の使命を果たすことにより土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用、国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。 | 0224 |
|---|--------------------|--------------------|------------------|--------|--|--|------|
| 森林·山村多面的機<br>能発揮対策<br>(平成25年度)<br>(主、関連:元-12)   | 2,460<br>(2,355)   |                    | 1,490<br>(1,476) | 1,425  | (3)-①-ア<br>(6)-①-ア<br>(7)-①-ウ            | 地域住民、森林所有者等が協力して実施する里山林等の森林の保全管理や、広葉樹未利用材の利活用、活動の実施に必要な路網等の機能強化等山村の活性化に資する取組に対して支援する。<br>これにより、山村地域の活性化や国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進に寄与する。   | 0225 |
| 国際林業協力事業<br>(37)(平成25年度)<br>(主、関連:元-12)   | 125<br>(118)       | 128<br>(127)       | 115<br>(115)     | 116    | (8)-①-ア                                  | 二国間クレジット制度(JCM)における森林保全(REDD+)プロジェクトの実施ルール、森林劣化による炭素蓄積量変化の把握技術、森林保全(REDD+)プロジェクトの機会費用と便益の分析手法を開発し、普及する。<br>これにより、途上国における森林減少・劣化に由来する温室効果ガス排出の削減等(REDD+)に寄与する。  | 0226 |
| 優良種苗低コスト生<br>産推進事業<br>(平成25年度)<br>(主、関連:元-12)   | 102<br>(99)        | 138<br>(131)       | 100<br>(99)      | 89     | (1)-②-ア<br>(2)-②-ア<br>(3)-①-ア<br>(4)-①-ア | 人工林が本格的な利用期を迎える中、主伐後の再造林に必要な優良種苗を低コストかつ安定的に供給する体制を構築するため、種穂の確保、苗木の生産技術及び生産効率の向上に向けた取組等に対して支援を行う。<br>これにより、主伐後の再造林が確実に行われ、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用等に寄与する。  | 0227 |
| シカによる森林被害<br>緊急対策事業<br>(平成27年度)<br>(主、関連:元-17)  | 376<br>(310)       | : :                |                  | 142    | (2)-③-ア                                  | シカによる森林被害が深刻な地域において、林業関係者が主体となって行う広域かつ計画的な捕獲や効果的な防除等をモデル的に実施するとともに、シカの侵入が危惧される地域等において、監視体制の強化を図る。また、シカの捕獲手法の効率的な普及に資するマニュアルの整備等を行う。<br>これにより、森林におけるシカ被害対策の推進に寄与する。   | 0228 |
| REDD+推進民間活<br>動支援事業<br>(平成27年度)<br>(主、関連:元-12)  | 70<br>(70)         |                    | 59<br>(59)       | 42     | (8)-①-ア                                  | 我が国の民間企業等が二国間クレジット制度 (JCM)を活用して途上国の森林減少・劣化に由来する温室効果ガス排出の削減等 (REDD+)を実施する際の技術的課題を解決するために必要な手法の開発、民間企業等がREDD+を実施する際に必要となる情報を提供する。これにより、民間企業等のREDD+への参入を促進し、開発途上国における持続可能な森林経営の推進に寄与する。   | 0229 |
| 市町村森林所有者<br>情報活用推進事業<br>(平成29年度)<br>(41) (主、関連:元-12)<br>【AP改革項目関連:<br>社会資本整備等分<br>野⑦】 | _                  | 153<br>(145)       | 160<br>(156)     | _      | (1)-(2)-7                                | 市町村が所有者や境界の情報を一元的にとりまとめた林地台帳を効率的に管理・活用するための森林GIS等のシステムの整備等を支援することにより、森林計画制度に基づく指導・助言や森林経営の受委託に係る情報提供等の市町村事務の的確な実施、森林組合や林業事業体等の担い手による施業の集約化による効果的な間伐等が推進され、水源涵養機能、山地災害防止、生物多様性の保全、地球温暖化防止、木材等生産機能などの森林の有する多面的機能の発揮に寄与する。  | 0230 |
| 分収林施業転換推<br>(42) 進事業<br>(平成30年度)<br>(主、関連:元-12)                                       | -                  | -                  | 60<br>(60)       | 56     | (3)-①-ア                                  | 林業公社等が管理している分収林について、契約期間満了後の林地の適切な更新を確保するため、本事業により、針広混交林化に必要な施業体系への変更に向けた合意形成や分収比率の見直しに向けた合意形成、所在不明者がある契約等における所在不明者の特定作業、相続者の権利関係の確認作業等の取組を進めることにより、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営に寄与する。  | 0231 |

| 世界遺産の森林生<br>(43)態系保全対策事業<br>(平成30年度)<br>(主、関連:元-12)                         | -                | - | 57<br>(57)          | 52  | (1)-②-ア   | ユネスコ世界遺産委員会からの勧告等への対応として、小笠原諸島において外来樹木対策として在来樹木の植栽による森林修復手法の開発、奄美大島等において森林生態系の保全に配慮した管理手法の検討に対して支援する。<br>これにより、世界自然遺産及びその推薦地等の管理を維持し、世界的に価値のある日本の森林生態系を永続的に適切な状態で保全することに寄与する。  | 0232 |
|---|------------------|---|---------------------|-----|---|--|------|
| 林業普及指導事業<br>(44) 交付金<br>(昭和58年度)<br>(関連:元-18,19)                            | 358<br>(358)     |   | 358<br>(358)        | 349 | (1)-①-ア<br>(1)-②-ア<br>(2)-①-ア<br>(2)-③-ア<br>(3)-①-ア<br>(4)-①-ア<br>(5)-②-ア<br>(5)-②-ウ<br>(6)-①-ア |  | 0233 |
| 特用林産振興総合<br>(45) 対策事業<br>(平成26年度)<br>(関連:元-12,18)                           | 25<br>(24)       |   | 18<br>(18)          | -   | (6)-①-ア(6)-①-イ  | きのこ生産資材の安定供給体制構築、きのこ生産の維持・回復に向けた震災前と震災後の生産資材導入費の差額支援、効率的な竹林施業体系の構築、新規用途開拓など特用林産物の品目ごとの具体的な課題の早期解決に向けた取組に必要な経費を支援。<br>このことにより、特用林産の振興が図られ、就業機会が増大するとともに、きのこの生産量の維持に寄与する。  | 0236 |
| スマート林業構築推<br>(46) 進事業<br>(平成30年度)<br>(関連:元-12,18)                           | _                | _ | 210<br>(203)        | 197 | (1)-①-ア<br>(1)-②-ア<br>(3)-①-ア<br>(4)-①-ア  | 都道府県や市町村、林業事業体等の関係者が行うICT等の先端技術を活用した森林施業の効率化・省力化等の実践的取組や素材生産や木質バイオマスの収集・運搬、再造林作業を高効率化するICT等を活用した林業機械の開発・改良等を推進する取組等に対して支援これにより、森林経営計画に基づく低コストで効率的な森林施業の推進、低コストで効率的な作業システムの確立に寄与する。   | 0239 |
| 次世代林業基盤づく<br>(47) <sup>9</sup> 交付金<br>(平成25年度)<br>(関連:元-12,18,19)           | 5,378<br>(5,286) |   |                     | 190 | (1)-②-ア<br>(2)-②-ア<br>(4)-①-ア   | 地域の自主性・裁量を尊重しつつ、森林の整備・保全の推進、林業・木材産業の健全な発展と木材利用の推進を図るため、高性能林業機械や木造公共建築物の整備等に必要な経費について、都道府県等に対して支援。<br>このことにより、森林・林業基本法に掲げる基本理念である、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展並びに林産物の供給及び利用の確保を図ることで、多面的機能に応じた森林整備の計画的な推進、山地災害等の防止、森林病害虫等の被害の防止、国民参加の森林(もり)づくりと森林の多様な利用の推進、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。 | 0241 |
| 【TPP関連事業】<br>合板·製材·集成材<br>(48) 国際競争力強化対<br>策<br>(平成27年度)<br>(関連:元-12,18,19) | 281<br>( 279)    | , | 40,087<br>( 38,130) | -   | (1)-①-ア<br>(3)-①-ア<br>(4)-①-ア   | 木材製品の競争力強化に向けて、川上から川下までの林業・木材産業等関係者の参画により都道府県が作成した体質強化計画に基づき、<br>①合板・製材・集成材工場等の大規模化・高効率化を図るための加工・流通施設の整備等<br>②合板・製材・集成材工場等に対して原木を低コストかつ安定的に供給するための間伐材生産、路網整備等<br>を一体的に推進するための取組に対して支援を行う。<br>また、非住宅分野等の外構部も含めた木造化・木質化に向け、JAS構造材等の普及・実証に対する支援等を行う。  | 0242 |
| 新たな森林空間利<br>(49) 用創出事業<br>(平成31年度)<br>(主、関連:元-19)                           | _                | _ | _                   | 32  | (7)-①-ア<br>(7)-①-イ  | 国土緑化運動の中心的な役割を果たす、全国植樹祭、全国育樹祭、みどりの感謝祭等の全国規模の緑化行事の開催、及び全国規模の緑化行事を効果的に行うための関連イベント等の実施を支援。<br>本支援を通じて、広く国民の参加を得た運動を展開することにより、森林資源の循環利用の意義、森林づくりの重要性について、国民の理解を促し、行動へつなげていくことに寄与する。  | 0243 |

| 林業·木材産業成長<br>(50)産業化促進対策<br>(平成30年度)<br>(関連:元-12,18,19)                                  | _                     | _        | 12,077<br>(11,756) | 8,674 | (1)-①-ア<br>(2)-①-ア<br>(2)-②-ア<br>(3)-①-ア<br>(4)-①-ア<br>(6)-①-イ | 地域の自主性・裁量を尊重しつつ、森林資源を循環利用し、林業の成長産業化を図るため、意欲と能力のある林業経営体が活動する地域を中心とした路網整備、高性能林業機械導入、主伐・再造林の一貫作業や木材関連事業者等が行う施設整備等に要する経費について、都道府県等に対して支援。このことにより、木材を低コストで安定供給するための条件整備、木材産業の競争力強化、木材利用の拡大等を図り、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。   | 0245         |
|--|-----------------------|----------|--------------------|-------|--|---|--------------|
| 森林情報活用促進<br>(51) 事業<br>(平成31年度)<br>(主、関連:元-12)   | _                     |          |                    | 251   | (1)-②-ア<br>(3)-①-ア   | 都道府県が保有する森林情報をクラウド化するシステムの整備等を支援することにより、森林資源情報や<br>所有者情報等を都道府県、市町村、森林組合等の林業関係者で共有できる体制が整い、森林組合等の施<br>業集約化の担い手に効率的に情報提供を行うことが可能となる。これにより、施業集約化の加速化を図り、<br>森林経営計画の作成を促進するとともに、効果的な間伐等の森林整備が推進され、水源涵養機能、山地災<br>害防止、生物多様性の保全、地球温暖化防止、木材等生産機能などの森林の有する多面的機能の発揮に<br>寄与する。 | 新31-<br>0018 |
| 保安林の非課税<br>(52) [固定資産税: 地法3<br>48条の2第7号]<br>(昭和25年度)                                     | -<br>(-)              | _<br>(-) | _<br>(-)           | -     | (5)-①-ア(5)-①-イ   | 地方税法第348条第2項第7号の規定に基づき、保安林に係る土地に対する固定資産税について非課税とする措置。<br>本特例措置により、適切に保安林が維持され、山地災害等の防止に寄与する。  | -            |
| 収用等に伴い代替<br>資産を取得した場合<br>の課税の特例<br>(53)[所得税・法人税:措<br>法第33条、第64<br>条、第68条の70]<br>(昭和26年度) | -<br>( <del>-</del> ) | _<br>(-) | _<br>(-)           | _     | (1)-②-ア<br>(3)-①-ア<br>(4)-①-ア                                  | 収用換地等の場合の5,000万円特別控除制度(措法65の2)との選択適用により、その代替資産につき譲渡益の範囲内で課税の繰り延べ特例措置。<br>本特例措置により、必要な収用等が進むことにより、適切な森林施業が行われ、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用に寄与する。  | -            |
| 収用交換等の場合<br>の譲渡所得等の特別控除<br>(54)[所得税・法人税:措<br>法第33条の4、第65<br>条の2、第68条の7<br>3]<br>(昭和26年度) | -<br>(-)              | _<br>(-) | _<br>(-)           | _     | (1)-(2)-7<br>(3)-(1)-7<br>(4)-(1)-7                            | 収用に係る山林(立木、林地)の譲渡が、6ヶ月以内にされた場合は、保証金等の額から5,000万円を控除。<br>本特例措置により、必要な収用等が進むことにより、適切な森林施業が行われ、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。  | -            |
| 保安林の非課税<br>(55)[不動産取得税:地<br>法73条の4]<br>(昭和29年度)  | _<br>(-)              | -<br>(-) | -<br>(-)           | _     | (5)-①-ア(5)-①-イ   | 地方税法第73条の4第3項の規定に基づき、保安林の土地を取得した場合における不動産取得税について非課税とする措置。<br>本特例措置により、適切に保安林が維持され、山地災害等の防止に寄与する。  | -            |
| 計画伐採に係る相続<br>税の延納等の特例<br>(56)[相続税:措法第70<br>条の8の2]<br>(昭和42年度)                            | 0.1<br>(-)            | 0.1 (-)  | 0.1                | _     | (1)-①-ア<br>(1)-②-ア<br>(3)-①-ア<br>(4)-①-ア                       | 森林経営(施業)計画の認定を受けた森林所有者から、山林を一括して相続等により取得し、引き続き同計画の認定を継続的に受けた場合、森林経営(施業)計画に基づく伐採時期及び材積を基礎として、立木に係る相続税を分納できる特別措置。 本特例措置により、森林の相続時において計画的かつ適切な森林施業が継続され、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営に寄与する。  | -            |

| 山林所得に係る森林<br>計画特別控除<br>(57)[所得税:措法第30<br>条の2]<br>(昭和43年度)  | 国税44<br>(60)<br>地方税<br>95<br>(124) | 国税46<br>(53)<br>地方税<br>99<br>(106) | 国税54<br>(-)<br>地方税<br>118<br>(-) |   | (1)-①-ア<br>(1)-②-ア<br>(3)-①-ア<br>(4)-①-ア | 森林経営計画(平成24年4月1日以降に有効な森林施業計画を含む。)に基づき山林を伐採又は譲渡した場合、収入金額の20%(2,000万円を超える部分の控除率は10%)又は50%から必要経費を控除した残額のいずれか低い額を控除。<br>本特例措により、森林経営計画に基づく計画的な森林経営が促され、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営に寄与する。  | - |
|--|------------------------------------|------------------------------------|----------------------------------|---|--|---|---|
| 特定土地区画整備<br>事業等のために土地<br>等を譲渡した場合の<br>譲渡所得の特別控<br>(58)除<br>[所得税・法人税:措<br>法第34条、第65条<br>の3、第68条の74]<br>(昭和50年度) | (-)                                | (-)                                | _<br>(-)                         | _ | (5)-①-ア<br>(5)-①-イ                       | 租税特別措置法第34条、第65条の3及び第68条の74の規定に基づき、保安施設事業のために保安林等に係る土地を譲渡した際、譲渡所得の特別控除を措置。<br>本特例措置により、適切に保安施設が維持され、山地災害等の防止に寄与する。  | - |
| 特別緑地保全地区<br>等内の土地に係る相<br>続税の延納に伴う利<br>(59)子税の特例<br>[相続税:措法第70<br>条の9]<br>(昭和62年度)                              | (-)                                | (-)                                | _<br>(-)                         | - | (5)-①-ア<br>(5)-①-イ                       | 租税特別措置法第70条の9の規定に基づき、保安林の土地に係る相続税の延納に伴う利子税を軽する措置。<br>本特例措置により、適切に保安林が維持され、山地災害等の防止に寄与する。  | - |
| 特定計画山林についての相続税の課税<br>いての相続税の課税<br>(60) 価格の計算の特例<br>[相続税:措法第69<br>条の5]<br>(平成14年度)                              | 42                                 | 32<br>(-)                          | 32<br>(-)                        | _ | (1)-①-ア<br>(1)-②-ア<br>(3)-①-ア<br>(4)-①-ア | 相続又は遺贈により取得した森林経営(施業)計画対象山林について、相続人が引き続き同計画に基づき施業を行う場合、相続税の課税価格に参入すべき価格は当該森林経営(施業)計画対象山林の価格に100分の95を乗じた金額とする特例措置。<br>本特例措置により相続時の税負担が軽減され、適切な森林施業が継続され、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用に寄与する。  | - |
| 山林についての相続<br>税の納税猶予<br>(61)[相続税:措法第70<br>条の6の4]<br>(平成24年度)  | (]                                 | 160<br>(-)                         | 151<br>(-)                       | _ | (1)-①-ア<br>(1)-②-ア<br>(3)-①-ア<br>(4)-①-ア | 林業経営相続人が、森林経営計画が定められている区域内の山林(立木及び林地)について当該認定計画に従って施業を行ってきた被相続人からその山林を一括して相続し、同計画に基づいて引き続き施業を継続していく場合は、その山林に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予する措置。本特例措置により、森林経営計画に基づく集約化や路網整備などに取り組む森林経営者の経営の継続が確保されることにより、安定的かつ効率的な林業経営が図られるとともに、適切な森林施業が継続され、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用、持続的な森林経営及び施業集約化等の推進に寄与する。 | - |
| 政策の予算額[百万円]  | 548,691<br><113,292<br>の内数>        | 557,983<br><132,742<br>の内数>        | 576,999<br><138,838<br>の内数>      |   |  | ·   |   |
| 政策の執行額[百万円]  | 543,149<br><112,660<br>の内数>        |                                    |                                  |   |  |   |   |

#### 移替え予算に係る政策手段一覧(参考)

|     | 了并に派心以来:   |                                  | 額計(執行           | 行額)                        |                       |  |   | 平成31                         |
|-----|--|----------------------------------|-----------------|----------------------------|-----------------------|--|---|------------------------------|
|     | 政策手段<br>(開始年度)                                       | 28年度<br>[百万円]                    | 29年度<br>[百万円]   | 30年度<br>[百万円]              | 元年度<br>当初予算額<br>[百万円] | 関連す<br>る<br>指標   | 政策手段の概要等  | 年度行政<br>年度行業<br>レビュー<br>事業番号 |
| (1) | 【参考:国土交通省より】<br>離島振興事業<br>(昭和28年度)                   | 48,951<br>の内数<br>(48,662<br>の内数) | の内数<br>(44,949  | の内数<br>(45,222             | 45,631の内数             | (1)-2)-7<br>(2)-1)-7<br>(3)-1)-7<br>(4)-1)-7<br>(5)-1)-7<br>(5)-1)-7 | 離島振興法に基づき、国が策定した「離島振興基本方針」を踏まえて各都県が策定した「離島振興計画」<br>に位置づけられている各種公共事業の執行に充当。<br>本事業の実施により、多様で健全な森林の整備、国土の保全等の推進に寄与する。   | 国-410                        |
| (2) | 【参考:国土交通省より】<br>奄美群島振興開発<br>事業<br>(昭和29年度)           | 23,288<br>の内数<br>(22,912<br>の内数) | の内数<br>(21,888  | の内数                        | 23,415の内数             | (1)-②-ア<br>(2)-①-ア<br>(3)-①-ア<br>(4)-①-ア<br>(5)-①-ア<br>(5)-①-イ       | 奄美群島振興開発特別措置法に基づき、鹿児島県が策定した「奄美群島振興開発計画」に基づく事業について、同法第6条の規定に基づき、国の負担及び補助の割合を嵩上げして支援をしている(公共事業会計費の地域一括計上)。<br>本事業の実施により、多様で健全な森林の整備、国土の保全等の推進に寄与する。   | 国-411                        |
| (3) | 【参考:国土交通省より】<br>北海道開発事業<br>(昭和26年度)                  | の内数                              | の内数<br>(570,349 | の内数<br>(567,242            | 575,650の内数            | (1)-2-7<br>(2)-1-7<br>(3)-1-7<br>(4)-1-7<br>(5)-1-7<br>(5)-1-4       | 昭和25年2月10日閣議決定に基づき、北海道開発に関する社会資本整備を行う経費を国土交通省に一括計上し、予算使用の際は関係省庁に移替え等を行い実施。<br>本事業の実施により、多様で健全な森林の整備、国土の保全等の推進に寄与する。   | 国-414                        |
| (4) | 【参考:内閣府より】<br>森林整備事業に必<br>要な経費(沖縄振<br>興)<br>(昭和47年度) | 344<br>の内数<br>(332<br>の内数)       | の内数<br>(311     |                            | 292の内数                | (2)-①-ア<br>(3)-①-ア   | 森林の有する多面的機能が維持、高度に発揮されるよう、植付け、下刈り、除伐、間伐等や松くい虫被害にあいにくい山林への改質・改良を実施。(内閣府においては、沖縄振興を目的とする事業のうち公共事業を中心とする関係事業の全体的な把握、事業相互間の進度調整、計画に沿った事業の推進を図るため、これらの事業の経費を内閣府に一括計上し、これを事業執行官庁に移し替えて執行する事により、計画実施について効果的な総合調整を行っている。) 本事業の実施により、多様で健全な森林の整備等の推進に寄与する。 | 内-0074                       |
| (5) | 【参考:内閣府より】<br>治山事業に必要な<br>経費(沖縄振興)<br>(昭和47年度)       | 322<br>の内数<br>(303<br>の内数)       | の内数<br>(248     | 273<br>の内数<br>(217<br>の内数) | 353の内数                | (5)-(1)-ア  | 災害の防止、軽減を図るため、山腹崩壊地等の山地の復旧整備や季節風等から住宅、農地等を保全するための防風林等の整備等を実施。(内閣府においては、沖縄振興を目的とする事業のうち公共事業を中心とする関係事業の全体的な把握、事業相互間の進度調整、計画に沿った事業の推進を図るため、これらの事業の経費を内閣府に一括計上し、これを事業執行官庁に移し替えて執行する事により、計画実施について効果的な総合調整を行っている。)<br>本事業の実施により、国土の保全等の推進に寄与する。         | 内-0075                       |

| 【参考:復興庁より】<br>放射性物質対処型<br>(6)森林・林業再生総合<br>対策事業<br>(平成24年度) | 5,129<br>(4,579) | ,                | 3,570<br>(3,212) | 3,154 | - | 森林内における放射性物質の実態把握、森林施業等に関する放射性物質対策技術の検証、避難指示解除区域等における林業再生に向けた実証等、放射性物質対処型林業再生対策を実施。<br>本事業の実施により、森林の有する多面的機能の発揮に寄与する。   | 復-0099 |
|--|------------------|------------------|------------------|-------|---|---|--------|
| 【参考:復興庁より】<br>(7) 治山事業(直轄)<br>(平成24年度)                     | 3,881<br>(3,643) | 2,965<br>(2,784) | 3,024<br>(2,758) | 1,937 |   | 森林の維持・造成を通じて、集中豪雨、台風、地震等に起因する山地災害から国民の生命・財産を保全するとともに、水源の涵養、生活環境の保全・形成等を図るため、荒廃地の復旧整備等を行うことにより安全で安心できる豊かな暮らしの実現を図る。<br>本事業の実施により、森林の有する多面的機能の発揮に寄与する。  | 復-0100 |
| 【参考:復興庁より】<br>(8) 治山事業(補助)<br>(平成24年度)                     | 8,112<br>(8,026) | 8,825<br>(8,777) | 8,330<br>(8,294) | 5,371 |   | 森林の維持・造成を通じて、集中豪雨、台風、地震等に起因する山地災害から国民の生命・財産を保全するとともに、水源の涵養、生活環境の保全・形成等を図るため、荒廃地の復旧整備等を行うことにより安全で安心できる豊かな暮らしの実現を図る。<br>本事業の実施により、森林の有する多面的機能の発揮に寄与する。  | 復-0101 |
| 【参考:復興庁より】<br>森林整備事業(直<br>轄)<br>(平成25年度)                   | 1,972<br>(1,716) | ,                | 2,336<br>(2,223) | 2,421 |   | 東日本大震災の被災地に所在する国有林野において、間伐等の適切な森林整備による「災害に強い森林づくり」を進めるとともに、放射性物質の影響を受けた森林の整備に対する被災地のニーズを踏まえた事業を実施することにより、地域の森林・林業・木材産業の再生を図る。<br>本事業の実施により、森林の有する多面的機能の発揮に寄与する。   | 復-0102 |
| 【参考:復興庁より】<br>(10)森林整備事業(補<br>助)<br>(平成24年度)               | 2,638<br>(2,583) | ,                |                  | 3,759 | - | 原子力災害特有の課題である放射性物質の影響に対処するため、①「災害に強い森林づくり」として、放射性物質と一体となった間伐等やこれらの施業に必要な路網整備、②放射性物質の影響等により特に森林整備が進みがたい人工林において、公的主体による緊急的な間伐等(「汚染状況重点調査地域等森林整備事業)」を実施することにより、豪雨等により森林から放射性物質を含む土壌が流出することを防止することを目的とする。<br>本事業の実施により、森林の有する多面的機能の発揮に寄与する。 | 復-0103 |
| 【参考:復興庁より】<br>森林整備事業(国<br>研)<br>(平成24年度)                   | 422<br>(423)     | 483<br>(482)     | 535<br>(535)     | 629   |   | 放射性物質の影響等により森林整備が進み難い人工林等のうち、土地所有者自身の自助努力では適正な森林整備が困難な奥地水源地域において、国立研究開発法人森林研究・整備機構(以下「森林研究・整備機構」という。)が森林を造成することにより、公益的機能の発揮や放射性物質を含む土壌の流出防止等に寄与することを目的としている。<br>本事業の実施により、森林の有する多面的機能の発揮に寄与する。  | 復-0104 |

- (注1)「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。
- (注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。 また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。
- (注3)政策の予算額及び政策の執行額について、複数政策に関連する予算については、<>外書きで記載している。
- (注4)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

### 参考資料

## 1. 用語解説

| 注1  | 森林経営計画                       | 森林法第11条の規定による、森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が作成する5年を一期とする森林の経営に関する計画。  |
|-----|------------------------------|---|
| 注2  | 施業集約化                        | 林業事業体などが隣接する複数の森林所有者から路網の作成や間伐等の施業を受託し、一括して行うこと。個々に行うよりも効率的に施業を行いコストダウンを図ることが可能。  |
| 注3  | コンテナ苗                        | 容器の内面にリブ(縦筋状の突起)を設け、容器の底面を開けるなどによって、根巻きを防止できる容器(林野庁が開発したマルチキャビティーコンテナや宮崎県林業技術センターが開発したMスターコンテナ等)で育成された苗木。   |
| 注4  | 間伐                           | 育成段階にある森林において、樹木の混み具合に応じて育成する樹木の一部を伐採(間引き)し、残存木の成長を促進する作業。この作業により生産された丸太が間伐材。一般に、除伐後から、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施。   |
| 注5  | 山地災害防止機能                     | 森林の下層植生や落枝落葉が地表の侵食を抑制するととに、森林の樹木が根を張り巡らすことによって土砂の崩壊を防ぐ機能。   |
| 注6  | 土壌を保持し水を育む機能が良好に保た<br>れている森林 | 市町村森林整備計画等において水源涵養機能維持増進森林及び山地災害防止機能/土壌保全機能推進森林に区分された育成林のうち、適切な間伐や<br>高齢級の森林への誘導等の人工林の適正管理等により、下層植生や樹木の根の発達、森林の崩壊の予防等が図られ、土壌を保持する能力や水を育む能力<br>が良好に保たれている森林。 |
| 注7  | 保全すべき松林                      | 保安林及びその他の公益的機能が高い松林であって松以外の樹種では当該機能を確保することが困難な松林として都道府県知事が指定する高度公益機能森林及び、松林としての機能を確保しつつ、高度公益機能森林への被害の拡大を防止する措置を実施することが適当な松林として市町村長が指定する地区保全森林。              |
| 注8  | 振興山村地域                       | 山村振興法に基づき、要件(1960年林業センサスにおいて、林野率0.75以上、人口密度1.16人/町歩未満で、交通、経済、文化等条件に恵まれず、産業開発の程度が低いこと)を満たしている山村(旧市町村単位)から都道府県知事の申請に基づき、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が指定する地域。           |
| 注9  | フォレスト・サポーターズ                 | 個人や企業等が「フォレスト・サポーター」として運営事務局に登録を行い、日常の業務や生活の中で自発的に森林の整備や木材の利用に取り組む仕組み。  |
| 注10 | 持続可能な森林経営                    | 動的で進化する概念として、全てのタイプの森林の経済、社会、環境的価値を現在及び将来世代の便益のために維持し、高めることを目的に森林を管理し又は経営すること。  |